

# 国立大学法人京都教育大学ハラスメント防止等に関する規程の運用について

平成28年12月27日 最終改正

平成16年4月1日に施行した「国立大学法人京都教育大学ハラスメント防止等に関する規程」の運用については、下記のとおりとする。

## 記

### 第1条関係

- 1 「学生等」とは、大学院生、専攻科生、学部学生、研究生、科目等履修生、生徒、児童、幼児、公開講座の受講生など本学で教育を受ける関係にある全ての者をいう。
- 2 「教職員」とは、役員、教員、事務職員、技術職員、非常勤職員、委託契約職員等をいう。

### 第2条関係

- 1 「相手方の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、修学、就業、教育又は研究を行う上で、一定の利益又は不利益を与えること」とは、例えば次に掲げる行為をいう。
  - 一 個人的な性的要求への服従又は拒否を人事、勤務条件の決定、業務指揮、学業成績等に反映させること
  - 二 人事権、業務指揮権の行使又は利益、不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること
  - 三 単位の認定や進路の決定における利益、不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること
  - 四 相手への性的な関心の表現を業務遂行や教育指導に混交させること
- 2 「相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、修学、就業、教育及び研究を行う環境を著しく損なうこと」とは、例えば次に掲げる行為をいう。
  - 一 執拗若しくは強制的に、性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること
  - 二 強引な接触、性的行為を行うこと
  - 三 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること
  - 四 正常な業務の遂行を性にかかわる話題、行動等で妨害すること
    - 仕事や勉学の途中に、相手の性的魅力や自分の抱く性的関心に関わる話題で妨害すること
  - 五 性的な意図をもって、身体への一方的な接近又は接触をすること
    - 相手の身体を上から下まで長い間、じろじろ眺め又は眼で追うこと
    - 相手の身体の一部（肩、背中、腰、頬、髪等）に意識的に触れること
  - 六 性的な面で不快感をもよおすような話題、行動、状況づくりをすること
    - 相手が返答に窮するような性的な質問を行うこと
    - 職場や勉学の場で複数者が性的なからかいをすること
    - 職場や勉学の場に猥褻な写真や図画を貼る等の不快な状況をつくること
    - 卑猥な絵や文章等を見ることを強要すること
    - 懇親会等の付き合い等で下品な行動をとること
    - 継続的に性に関する悪質な冗談やからかい的な行為をすること
    - 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場面からの離脱を妨害する

こと

- 七 異性一般に対する蔑視的な発言や話題など、次の行為を行うこと
- 異性であるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向等において劣っているとか望ましくないものと決めつけること
  - 異性の主張や意見を異性としての魅力に結びつけること（権利を主張する女性は、性的魅力に乏しい人だから等）
- 八 悪意による、人格の評価を傷つけかねない性的表現・性的風評を流すこと
- 特定個人の性に関する風評を流布すること
  - 異性の前で、他の異性との性的魅力の比較をしたり、特にいずれかを悪くいうこと
- 3 「教育研究の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して教職員等に対して、不適切で不当な発言や行為などによって、身体的・精神的な苦痛を与えること」とは、例えば次に掲げる行為をいう。
- 一 教職員が単位認定・成績判定・論文審査等に際して、教職員等に雑用の命令、特定の者への極端な肩入れ、正当な理由もなく全く指導しない、或いは学位論文を受理しないこと
  - 二 教職員が教育研究において人格まで否定するような言動によって教職員等を萎縮させたり、教育研究とは無関係な私情や好みに基づいて特定の教職員等を差別的（有利または不利）に扱うこと
- 4 「就業の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して教職員に対して、不適切で不当な発言や行為などによって、身体的・精神的な苦痛を与えること」とは、例えば、次に掲げる行為をいう。
- 正当な理由なく、意図的に昇進等を妨害すること
  - 談合などの違法行為を強制すること
  - 相手の存在を認めないような態度をとること
  - 相手の評判を落とすようなことを言いふらすこと
- 5 「妊娠・出産したこと、育児をしていること等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動及び行為をすること」、「介護をしていること等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動及び行為をすること」とは、例えば次に掲げる行為をいう。
- 部下の育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
  - 部下又は同僚の育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
  - 部下又は同僚が育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
  - 部下である教職員が上に掲げる行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

#### 第14条関係

- 1 調査委員会委員には、当事者が関係する学科等の教職員を除く。
- 2 調査委員会委員には、心理学関係の担当教員を入れる。
- 3 調査委員会委員には、弁護士等学外の者を入れることができる。